

名桜大学後援会会則の一部改正（案）について

1. 役員の選出について

現行の会則における役員の選出において、「顧問は総会の議を経て会長が委嘱」、「監事及び事務局長は会長が委嘱」することとなっております。これに則り、これまで後援会では、顧問には本学学長を、事務局長には本法人事務局長をそれぞれ充てる形で委嘱してきた経緯があります。

つきましては、この現状に鑑み、顧問と事務局長の選出について、それぞれ委嘱ではなく充て職としたいことから、ここに提案いたします。

2. 総会の開催について

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度はやむなく総会を開催することができず、急遽、理事会の書面決議をもって総会の決議案とし、会員に周知し意見を募るという形をとりました。今後においても、感染症に限らず、大規模災害等不測の事態により総会が開催できなくなることが考えられます。

つきましては、後援会のスムーズな運営及び学生支援のため、緊急時においては理事会の決議をもって総会の決議に代えることができるよう、会則の一部改正を提案いたします。

以上の理由により、名桜大学後援会会則の一部改正（案）について、別紙のとおり承認を求めます。

名桜大学後援会会則 新旧対照表

新	旧
<p>名桜大学後援会会則 (平成9年10月14日制定)</p> <p>(第1条～第4条 省略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 後援会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1人 (2) 副会長 2人 (3) 顧 問 <u>1人</u> (4) 理 事 8人 (5) 監 事 2人 (6) 事務局長 1人</p> <p>(第6条～第7条 省略)</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。 2 副会長及び理事は、正会員の中から会長が委嘱する。 3 顧問は、<u>学長をもって充てる。</u> 4 監事は、会長が委嘱する。 <u>5 事務局長は、大学事務局長をもって充てる。</u></p>	<p>名桜大学後援会会則 (平成9年10月14日制定)</p> <p>(第1条～第4条 省略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 後援会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1人 (2) 副会長 2人 (3) 顧 問 <u>若干名</u> (4) 理 事 8人 (5) 監 事 2人 (6) 事務局長 1人</p> <p>(第6条～第7条 省略)</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。 2 副会長及び理事は、正会員の中から会長が委嘱する。 3 顧問は、<u>総会の議を経て会長が委嘱する。</u> 4 監事<u>及び事務局長</u>は、会長が委嘱する。</p>

名桜大学後援会会則 新旧対照表

<p>(第9条～第10条 省略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。</p> <p>2 理事会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 総会に提出する議案を審議する。</p> <p>(2) 会務に関すること。</p> <p>(3) その他、理事会において必要と認める事項</p> <p>3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。</p> <p><u>4 やむを得ない事情により、総会が開催できない場合は、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。この場合、次の総会に報告するものとする。</u></p> <p>(第12条～第18条 省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この会則は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(第9条～第10条 省略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。</p> <p>2 理事会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 総会に提出する議案を審議する。</p> <p>(2) 会務に関すること。</p> <p>(3) その他、理事会において必要と認める事項</p> <p>3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(第12条～第18条 省略)</p>
---	--